

国立大学法人弘前大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当（賞与）において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、当該役員の職務の実績等に応じて、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員に準じて俸給月額を0.2%程度引下げ、併せて期末特別手当の支給割合を0.15月分引下げる改正を行った
理事	国家公務員に準じて俸給月額を0.2%程度引下げ、併せて期末特別手当の支給割合を0.15月分引下げる改正を行った。
理事(非常勤)	改定なし
監事	国家公務員に準じて俸給月額を0.2%程度引下げ、併せて期末特別手当の支給割合を0.15月分引下げる改正を行った。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,344	千円 12,747	千円 4,546	千円 51 (寒冷地手当)			
理事A	千円 11,821	千円 8,706	千円 3,026	千円 89 (寒冷地手当)			
理事B	千円 12,373	千円 8,706	千円 3,093	千円 51 (寒冷地手当) 522 (広域異動手当)			◇
理事C	千円 11,900	千円 8,706	千円 3,105	千円 89 (寒冷地手当)			
理事D	千円 11,886	千円 8,706	千円 3,105	千円 24 (通勤手当) 51 (寒冷地手当)			
理事E	千円 10,147	千円 7,818	千円 2,240	千円 89 (寒冷地手当)			

監事A	千円 8,842	千円 7,074	千円 1,655	千円 24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)	4月1日		
監事B (非常勤)	千円 720	千円 720	千円 ()	千円 ()	4月1日		※

- ・「前職」欄の「◇」は、役員出向者を、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。
- ・総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、教育研究の質を確保しつつ人件費削減を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与を参考とし、本学の実情を踏まえたうえで適正となるよう給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、昇給及び勤勉手当（賞与）の成績率（支給率）の決定に反映させる。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 （査定分）	6月期及び12月期にそれぞれ在職する職員に対し、教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、勤勉手当の成績率を決定する。
昇給	1月から12月までの期間を良好な成績で勤務した職員について、教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- 中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して、俸給月額を平均0.1%引下げた。また、管理職層については平均0.2%引下げた。
- 55歳を超える職員について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を1.5%引下げた。ただし、指定職種を除く。
- 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.2月分引下げた。〔4.09月分→3.89月分〕
- 期末特別手当の年間支給月数を0.15月分引下げた。〔3.1月分→2.95月分〕
- 俸給の半減制度における病気休暇等にかかる期間計算の取扱等を改正した。
- 放射線取扱手当を月額制とした。
- 初任給調整手当の職員の区分及び月額を改正するとともに契約職員（医員）を支給対象とした。
- 裁量労働割増手当を新設した。
- 休日診療手当、夜間診療手当及び診療待機手当を廃止した。
- 研修手当を臨床研修手当とするとともに、月額を上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,472	歳 43.2	千円 6,320	千円 4,750	千円 27	千円 1,570
事務・技術	人 290	歳 38.1	千円 4,844	千円 3,684	千円 35	千円 1,160
教育職種 (大学教員)	人 621	歳 48.4	千円 8,157	千円 6,092	千円 20	千円 2,065
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 401	歳 38.5	千円 4,719	千円 3,568	千円 29	千円 1,151
技能・労務職種	人 10	歳 53.5	千円 5,086	千円 3,842	千円 30	千円 1,244
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 53	歳 42.4	千円 6,435	千円 4,869	千円 36	千円 1,566
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 44.1	千円 6,652	千円 5,020	千円 40	千円 1,632
医療職種 (病院医療技術職員)	人 74	歳 43.0	千円 5,266	千円 3,974	千円 36	千円 1,292
指定職種	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

非常勤職員	人 91	歳 41.2	千円 3,544	千円 3,004	千円 28	千円 540
事務・技術	人 18	歳 53.2	千円 3,627	千円 2,728	千円 35	千円 899
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 34	歳 32.0	千円 3,444	千円 3,444	千円 13	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
技能・労務職種	人 19	歳 51.3	千円 3,665	千円 2,747	千円 27	千円 918
医療職種 (病院医療技術職員)	人 14	歳 30.1	千円 3,327	千円 2,517	千円 42	千円 810
学長特別補佐	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
奨励研究員	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
特命教員	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注：常勤職員の指定職種及び非常勤職員の学長特別補佐、奨励研究員、特命教員は、該当者が1～2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注：「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

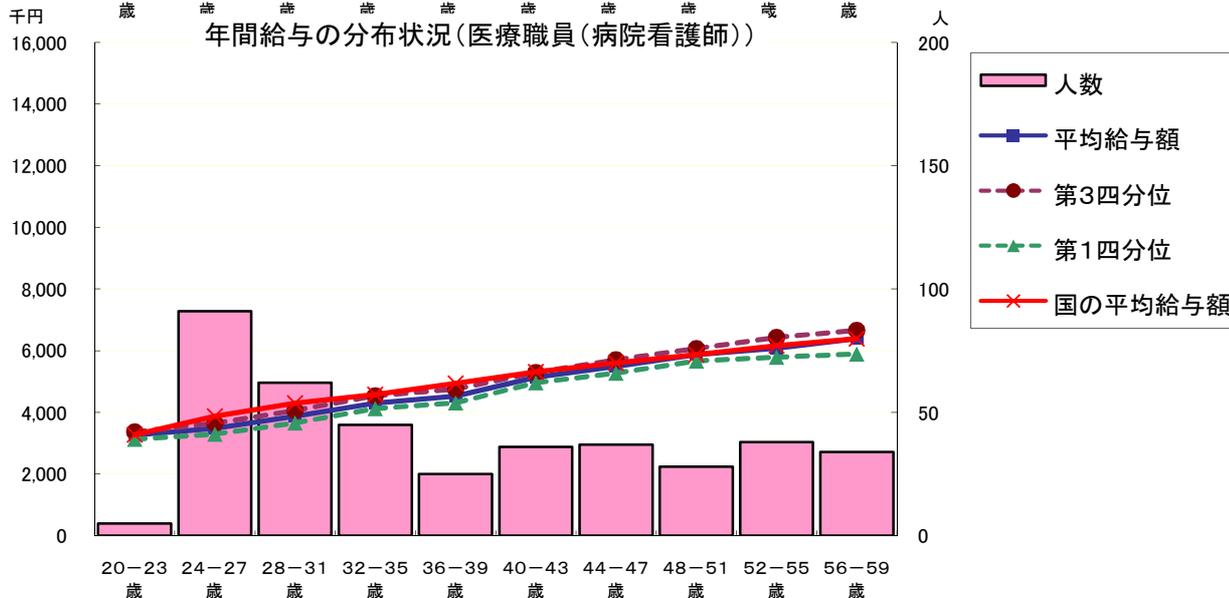
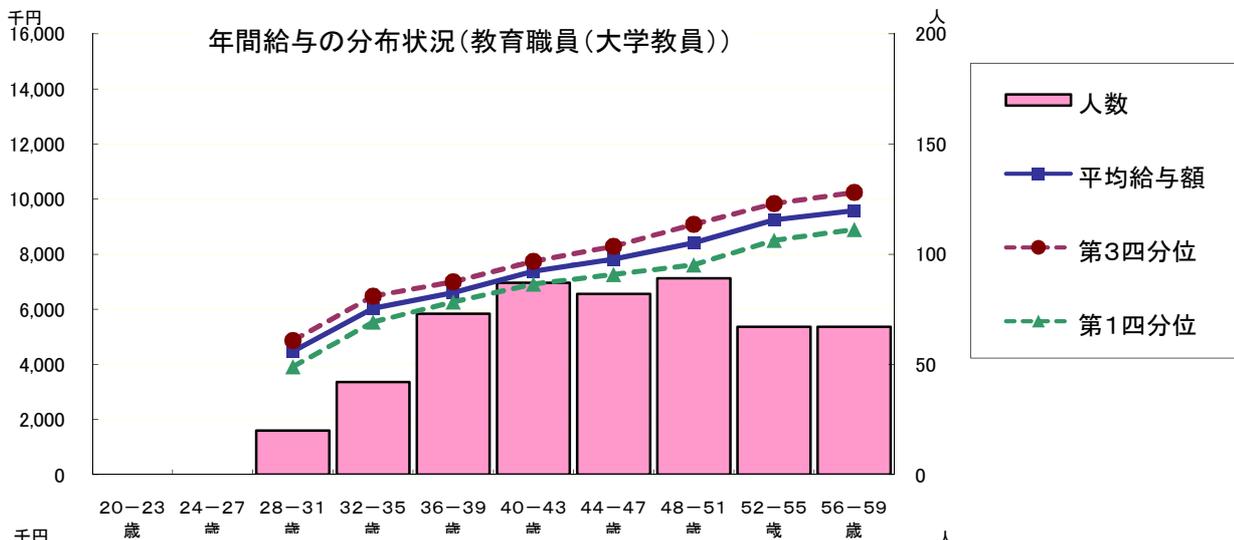
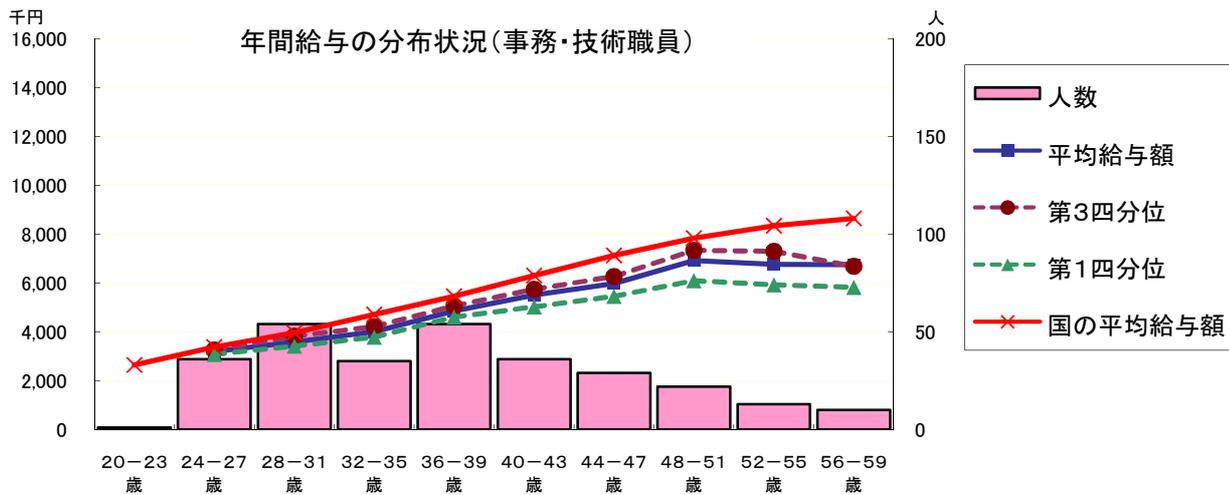
「技能・労務職種」とは、自動車運転手、看護助手等の業務を行う職種を示す。

「教育職種（附属高校教員）」には、附属特別支援学校教員を含む。

「教育職種（附属義務教育学校教員）」には、附属幼稚園教員を含む。

注：「在外職員」、「再任用職員」及び「任期付職員」の区分は、該当者がいないため、表の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 ・事務・技術職員の20-23歳の年齢階層の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長	2	-	-	-	-
・課長	21	49.5	7,254	7,759	8,057
・課長補佐	21	48.7	6,041	6,242	6,531
・係長	96	43.0	4,968	5,370	5,664
・主任	26	37.7	3,952	4,434	4,827
・係員	124	30.5	3,265	3,620	3,831

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	219	56.3	9,167	9,841	10,492
・准教授	182	48.1	7,314	7,882	8,463
・講師	82	45.2	6,868	7,401	8,049
・助教	117	39.2	6,079	6,486	6,988
・助手	21	32.7	4,066	4,643	5,257

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・看護部長	1	-	-	-	-
・副看護部長	3	53.5	-	6,712	-
・看護師長	23	53.5	6,217	6,472	6,779
・副看護師長	53	48.9	5,517	5,827	6,206
・看護師	321	35.5	3,616	4,345	5,081

- ・部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。
- ・課長には同相当職である「調整役」、「室長」及び「事務長」を、課長補佐には同相当職である「事務室長」、「室長補佐」及び「事務長補佐」を、係長には同相当職である「技術専門職員」を含む。
- ・看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。
- ・副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位の値を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長
人員 (割合)	290人	57人 (19.7%)	84人 (29.0%)	100人 (34.5%)	25人 (8.6%)	18人 (6.2%)	4人 (1.4%)	2人 (0.7%)
年齢(最高 ～最低)		41～22歳	44～28歳	58～34歳	59～40歳	57～40歳	58～48歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,868～ 2,164千円	3,778～ 2,504千円	5,387～ 3,286千円	5,201～ 3,726千円	7,057～ 4,818千円	8,028～ 5,996千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,683～ 2,847千円	4,907～ 3,300千円	7,109～ 4,380千円	6,896～ 5,035千円	9,033～ 6,611千円	10,518～ 8,023千円	～千円

区分		8級	9級	10級
標準的な職位		部長	別に定める	別に定める
人員 (割合)		該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		～歳	～歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～千円	～千円	～千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	別に定める
人員 (割合)	621人	14人 (2.3%)	124人 (20.0%)	82人 (13.2%)	183人 (29.5%)	218人 (35.1%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		38～28歳	64～28歳	63～31歳	64～33歳	64～40歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,020～ 2,865千円	8,567～ 3,089千円	6,778～ 4,184千円	7,554～ 4,385千円	9,669～ 5,378千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,073～ 3,744千円	10,164～ 4,089千円	8,863～ 5,538千円	9,940～ 5,751千円	12,966～ 7,201千円	～千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	401人	該当者なし (0.0%)	321人 (80.0%)	58人 (14.5%)	19人 (4.7%)	2人 (0.5%)	1人 (0.2%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～23歳	58～30歳	59～49歳	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,911～ 2,358千円	5,049～ 3,263千円	5,231～ 4,440千円	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,464～ 3,102千円	6,733～ 4,195千円	7,122～ 6,092千円	～	～	～

注：事務・技術職員の表中の7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

医療職員（病院看護師）の表中の5～6級における該当者が1～2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

注：「標準的な職位」欄中「別に定める」としている職位については、平成23年4月1日現在、特に定めていない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.3	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 34.7	% 35.8
	最高～最低	% 48.8～33.0	% 44.8～29.7	% 45.0～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.4	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 32.6	% 34.3
	最高～最低	% 38.3～32.4	% 39.3～29.1	% 38.8～30.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.2	% 64.0	% 62.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.8	% 36.0	% 37.9
	最高～最低	% 49.0～34.5	% 44.5～29.7	% 46.2～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.5	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 32.5	% 34.2
	最高～最低	% 38.3～32.8	% 39.3～28.3	% 38.8～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.5	67.3	65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.5	32.7	34.6
	最高～最低	38.3～32.5	34.9～29.1	36.6～30.9

・医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

87.2

対他の国立大学法人等

98.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

94.9

対他の国立大学法人等

95.1

注1：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.2	
	参考	地域勘案 95.4
		学歴勘案 87.9
	地域・学歴勘案 95.5	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.3% (国からの財政支出額 13,278百万円、支出予算の総額 35,601百万円： 平成22年度予算)	
	【検証結果】 ○国からの財政支出額 平成21年度12,968百万円に対し、平成22年度は13,278百万円と310百万円の増となっているが、これは施設整備費補助金が241百万円の増額がなされているからである。 給与水準は、対国家公務員指数が87.2であり、また、在勤地域・学歴を勘案した参考指数も87.9～95.5であるため、適正であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)	
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 94.9	
	参考	地域勘案 97.3
		学歴勘案 93.4
	地域・学歴勘案 96.0	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.3% (国からの財政支出額 13,278百万円、支出予算の総額 35,601百万円： 平成22年度予算)	
	【検証結果】 ○国からの財政支出額 平成21年度12,968百万円に対し、平成22年度は13,278百万円と310百万円の増となっているが、これは施設整備費補助金が241百万円の増額がなされているからである。 給与水準は、対国家公務員指数が94.9であり、また、在勤地域・学歴を勘案した参考指数も93.4～97.3であるため、適正であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)	
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

【なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。】

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,550,425	千円 10,733,301	千円 (%) △ 182,876 (△ 1.7)	千円 (%) － (－)
退職手当支給額 (B)	千円 870,258	千円 879,302	千円 (%) △ 9,044 (△ 1.0)	千円 (%) － (－)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,509,225	千円 1,617,628	千円 (%) △ 108,403 (△ 6.7)	千円 (%) － (－)
福利厚生費 (D)	千円 1,480,805	千円 1,431,264	千円 (%) 49,541 (3.5)	千円 (%) － (－)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 14,410,713	千円 14,661,495	千円 (%) △ 250,782 (△ 1.7)	千円 (%) － (－)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(14) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① ・「給与、報酬等支給総額」については、対前年度比1.7%の減少となるが、これは国家公務員に準じて、教職員の俸給月額を引き下げたことによるものと考えられる。
 - ・「退職手当支給額」については、対前年度比1.0%の減少となるが、定年・勸奨退職による退職者の人数が前年比で4名減少したことによるものと考えられる。
 - ・「最広義人件費」については、対前年度比1.7%の減少となるが、これは「給与、報酬等支給総額」、「退職手当支給額」及び「非常勤役職員等給与」の減少によるもののほか、法定福利費の増率による「福利厚生費」の増額によるものと考えられる。
- ② i) 中期目標の人事の適正化に関する目標として、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費の削減を行うこととする。
- ii) 中期計画の教職員の人事の適正化に関する目標として、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成22年度までに概ね5%の人件費の削減を図ることとする。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,053,904	11,544,281	11,161,833	10,981,165	10,733,301	10,550,425
人件費削減率 (%)		△ 4.2	△ 7.4	△ 8.9	△ 11.0	△ 12.5
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.2	△ 8.1	△ 9.6	△ 9.3	△ 9.3

- ・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成21年、平成22年の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。
- ・基準年度（平成17年度）の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。